

# 中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパライーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月 1 回提供するものです。

KING&WOOD  
MALLESONS  
金杜律师事务所

北京市朝阳区东三环中路1号  
环球金融中心东塔20层 邮编100020  
20th Floor, East Tower, World Financial Center  
No.1 Dongjianshuan Zhonglu, Chaoyang District  
Beijing, 100020, China  
T +86 10 5878 5588  
F +86 10 5878 5544  
patent@cn.kwm.com  
www.kwm.com

## 中国の専利出願集中審査管理弁法（試行）について

### 1. はじめに

2019 年 8 月 30 日、国家知識産権局は、専利出願集中審査管理弁法（試行）を発表した（関連 URL : <http://www.sipo.gov.cn/gztz/1141943.htm>）。専利出願の集中審査は、公開日から発効し、すでに受理は始まっている。

同中国の専利出願の集中審査制度は、一見すると、日本の事業戦略対応まとめ審査施策を連想しやすいが、運用上、適用条件等の違いがあることに注意されたい。以下はその制度についての解説及び活用方法を詳細に説明する。なお、「集中審査管理弁法（試行）」を付記する。

### 2. 「専利出願集中審査管理弁法（試行）」の解説

#### 一、起草の背景

更なる産業構造の最適なアップグレードを促進し、国家知的財産戦略の実施を推進するため、ここ数年、国家知識産権局は革新的な審査モデルを持続しており、前後して優先審査、巡回審査を実施して良好な結果を得た。我が国における革新主体による革新能力の絶え間ない強化及び知的財産保護レベルの向上に伴い、あるキーテクノロジーを巡る専利ポートフォリオを構築するため一連の専利出願について集中審査を受けたいという公衆のニーズは益々強くなっている。2015 年に発表した「国務院による新形势下における知的財産強国の建設の加速に関する若干意見」（国発〔2015〕71 号）（以下「71 号文」という）においても、「重点優勢産業において専利出願の集中審査制度を確立する」ことが要求されている。そのため、国家知識産権局は、前期の課題研究成果及び試行業務経験をもとにして、「専利出願集中審査管理弁法（試行）」（以下、「弁法」と略称する）を起草する。

#### 二、主要内容

##### （一）集中審査の適用条件はどのようなものか？

集中審査は、あるキーテクノロジーを巡る発明専利出願の組合せに対するものであり、キーテクノロジーに対して専利ポートフォリオを構築するニーズを満たすものであって、個別案の加速審査ではない。「弁法」第三条には、その適用条件に以下の 4 つの面が含まれると規定されている。一つ目の要件は、一群の全ての発明専利出願（注：日本の特許出願に該当）が、いずれも実体審査段階に入っており、かつ、実体審査が効力を生じた日から一年を

超えていないというものであり、さらに、同様の発明創造について同日に実用新案出願をした発明専利出願は、集中審査の範囲に含まれない。二つ目の要件は、国家のニーズを考慮して、集中審査は主に国家重点優勢産業に関し又は国家利益、公共利益に重大な意義を有する出願に対して行うというものである。三つ目の要件は、一群の集中審査を行う出願件数は50件を下回らないというものである。四つ目の要件は、審査資源の重複配置を避けるため、既に優先審査等その他の審査政策を利用した出願は、集中審査に含まれないというものである。

これらの要件は、いずれも優先審査管理弁法と異なることを明確にしており、集中審査は専利ポートフォリオを構築する高品質の大量案件を重視し、優先審査は高品質の個別案を重視している。

(二) どのような主体が集中審査を請求できるのか？

集中審査は請求により行われ、専利出願人又は省級レベルの知識産権管理部門のいずれも提出できる。複数の出願人による共願の場合、全ての出願人の同意を得なければならない。

(三) 集中審査請求には、どのような資料を提出する必要があるのか？

集中審査の請求人は、「専利出願集中審査請求書」、専利出願リスト（リストは、紙文書及び電子ファイルを各一部提出する必要がある）、及びその他の必要な資料を提出する必要がある。請求書には、請求人、連絡先並びに連絡方法、所属技術分野、集中審査を請求する理由を記載し、全ての専利出願人が署名又は押印しなければならない。特に、請求書では、集中審査を請求する理由を詳細に説明しなければならない。電子出願リストには、各専利出願と、その主張する「キーテクノロジー」との関係性を明記しなければならない。上述の内容は、国家知識産権局が集中審査の必要性及び実現性を判断する助けとなる。

(四) 集中審査請求資料をどのように提出するか？

集中審査請求資料は、専利出願リストの電子ファイルを光学メディアで紙文書に添付して、郵送により提出することができる。

郵送先住所は、以下のとおりである。

北京市海淀区西土城路6号国家知識産権局専利局審査業務管理部、郵便番号100088（封筒に「集中審査」と注意書きしてください）。

(五) 集中審査請求の確認結果は、どのようにフィードバックされるのか？

集中審査請求に対する確認結果は、請求書に記載された連絡方法により連絡先へすみやかにフィードバックされる。確認を経て集中審査しないことが決定された出願は、引続き通常プロセスにより審査が行われる。

(六) 集中審査プロセスにおいて、出願人はどのように協力する必要があるのか？

審査品質を向上させるため、集中審査では審査プロセスにおいて出願人との十分な交流をより重視する。集中審査の実施プロセスにおいて、出願人は、関連する技術資料を提供し、技術説明会、面談、調査、巡回審査の実施等に協力し、積極的に審査部門の請求に協力しなければならない。

(七) どのような状況で専利出願の集中審査プロセスが中止するのか？



「弁法」第九条には、集中審査プロセスを中止するいくつかの典型的な状況が列挙されている。一つ目は、出願人が誠実信用の原則に違反し、虚偽の資料を提出した場合である。二つ目は、出願人が関連する技術資料の提供に協力しない、技術説明会、面談、調査及び巡回審査の実施等集中審査の実施に役立つ業務に協力しない場合である。三つ目は、審査プロセスにおいて、該一群の案件の中に、非正常出願が存在することがわかった場合である。四つ目は、出願人が自発的に集中審査を中止する請求を提出した場合である。なお、一旦上記条件の一つに該当すると、一群の案件全てが集中審査プロセスを中止し、通常プロセスに切替わって審査される。

(八) 集中審査の審査結果の期限及び応答期限にはどのような要求があるのか？

優先審査と異なり、集中審査は大量出願に関し、各出願の状況の差異が大きいため、最長審査結果期限は設けていない。

専利出願人が審査意見通知書に応答する期限は、通常の案件と同一であり、出願人の応答時間の速さは、審査部門が次の審査意見通知書を発行する時間に影響を与える。

### 3. おわりに

今回新しく導入された集中審査制度では、審査部門に跨った優秀な審査官からなる審査チームが審査を行うため、関連出願の技術背景や発明のポイント等について審査官と十分に議論することができ、審査官の関連技術についての理解を深めるメリットがある他、同じ審査チームによる審査のため、審査基準が統一され、審査の質が高いとともに権利の安定性が高いと予想される。

また、同制度を活用できる主体は中国国内出願人のみならず、海外出願人でも可能である。集中審査対象となる出願の件数には最低限の数の規制がかけられているが、実際、より上位的に一つの技術に関する発明専利の場合は件数の要件を満たしやすく、活用を検討可能である。同弁法には、具体的な技術分野が示されておらず（国家重点優勢産業に関し又は国家利益、公共利益に重大な意義を有するものしか示されていない）、それは、知識産業権局の職権で決めることになる。関係筋によると、例えば、通信分野、半導体分野、自動運転等が挙げられる。

なお、集中審査請求を提出してから集中審査の対象になるかという許可が下りるまでの期間についての規定がないが、現在の実務において10～15日間ほどかかるそうである。

同弁法は試行中と記されているが、運用しながら改善していくねらいがあると見られている。弊所はその運用状況を注視し、適時情報発信を行っていく予定である。

以上

### 付記 専利出願集中審査管理弁法（試行）

第一条 「国務院による新形勢下における知的財産強国の建設の加速に関する若干意見」（国発〔2015〕71号）の要求を実行可能とし、コア専利の育成をサポートし、産業専利ポートフォリオの構築を加速し、国家知的財産戦略の実施及び知的財産強国の建設を推進し、駆動発展戦略に貢献するため 本弁法を策定する。

第二条 集中審査とは、専利出願の組合せ全体の技術の理解を強化し、審査意見通知書の有効性を向上させ、審査品質及び審査効率を向上させるため、出願人又は省級レベルの知識

産権管理部門等が提出した請求により、国家知識産権局が同一キーテクノロジーを巡る専利出願の組合せについて集中して審査を行う専利審査モデルをいう。

第三条 集中審査を行うことを請求する専利出願は、以下の条件を満たさなければならない：

(一) 実体審査請求が既に効力を生じ、かつ、審査が開始されていない発明専利出願。同一出願人が同日に同様の発明創造について既に実用新案専利を出願し、また、発明専利も出願している場合、該発明専利出願は、ひとまず集中審査の範囲に含まれない。

(二) 国家重点優勢産業に関し又は国家利益、公共利益に対し重大な意義を有する。

(三) 一群の出願件数は、50 件を下回らず、かつ、実体審査請求が効力を生じたときから一年を超えていない。

(四) 優先審査等その他の審査政策を享受していない。

第四条 集中審査を提出する請求人は、国家知識産権局専利局審査業務管理部（以下、「審査業務管理部」という）へ集中審査の請求資料を提出する必要がある。資料では、集中審査を請求する具体的な理由、専利出願リスト並びに各専利出願と専利出願の組合せとの対応関係、全ての専利出願人の署名又は押印及び連絡先並びに連絡方法を詳細に説明しなければならない。専利出願リストは、同時に電子ファイル一部を提出しなければならない。

第五条 専利出願集中審査業務は、審査業務管理部及び国家知識産権局専利局審査部門（以下「審査部門」という）が共同で組織し実施する。

第六条 審査業務管理部は、集中審査業務の計画と調整に責任を負い、それには主に以下の内容が含まれる。

(一) 集中審査請求に対する受理、確認。

(二) 出願人のニーズ、案件審査順序及び所属技術分野の審査能力等の要素を総合的に考慮し、集中審査が起動する時間は、一般に実体審査が効力を生じてから3か月後であり、案件システムにおいて集中審査案件にマークする。

(三) 関連する審査部門による集中審査の実施を組織する。

(四) その他の計画と調整に必要な業務。

第七条 審査部門は、案件の集中審査に責任を負い、それには主に以下の内容が含まれる。

(一) 集中審査業務管理グループを設立し、本部門の集中審査業務を組織し調整する。

(二) 審査品質が高く、経験豊富で、責任感の強い優秀な審査官が集中審査業務を担当するよう組織する。

(三) 必要に応じて、技術説明会、面談、調査、巡回審査等の実施を組織する。

(四) その他の集中審査に関係する業務。

第八条 承認を経て集中審査を行う場合、専利出願人は、集中審査の実施に積極的に協力しなければならない。それには主に以下の内容が含まれる。



- (一) 審査部門の要求に基づき、関連する技術資料を提供する。
- (二) 審査部門が提案する技術説明会、面談、調査、巡回審査等に積極的に協力する。
- (三) 集中審査実施プロセスにおける問題、経験、効果及び価値等情況に対し、すみやかにフィードバックを行う。
- (四) その他の協力が必要な業務。

第九条 集中審査を実施している専利出願が、以下の状況の一つに該当する場合、審査業務管理部又は審査部門は、一群の集中審査プロセスを中止することができる。

- (一) 出願人が、虚偽の資料を提出した。
- (二) 出願人が、本弁法第八条の関連する義務を履行しなかった。
- (三) 審査プロセスにおいて、非正常専利出願が存在することがわかった。
- (四) 出願人が、自発的に集中審査プロセスの中止を提出した。
- (五) その他の集中審査プロセスを中止させなければならない状況。

第十条 本弁法は、国家知識産権局専利局審査業務管理部が解釈に責任を負う。

第十一条 本弁法は公布の日から施行する。

2019年12月24日（原稿受領）

### 事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底及びリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 渉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

### 東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区丸の内3-2-3丸の内二重橋ビル21階 〒100-0005

電話番号： +81 3-5218-6711(代表)

ファックス番号： +81 3-5218-6712

Eメール： [malirong@cn.kwm.com](mailto:malirong@cn.kwm.com)